



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第455号 令和4年5月13日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
291	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
292	特定調達契約について総合評価一般競争入札に付する件	スマート県庁推進課
293	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	男女参画・人権課
294	同	文化・未来創造課
295	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	文化の森振興センター
296	介護医療院の開設を許可した件	長寿いきがい課
297	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
298	土地改良区の役員の就任について届出があった件	農山漁村振興課
299	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林整備課
300	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
301	同	同
302	同	同
303	公共測量を終了した旨の通知があった件	同

【告示】

番号	表	題	担当課名
304	同		同
305		歳入の収納の事務を私人に委託した件	住宅課

【人事委員会規則】

番号	表	題	担当課名
		徳島県に公平委員会の事務を委託している 地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則	

【公安委員会告示】

番号	表	題	担当課名
5		指定講習機関に関する規則に基づく運転免許取得者等教育を行う者の特定講習の若年運転者講習を追加した件	
6		運転免許取得者等検査の認定に関する規則に基づく運転免許取得者等検査を行う指定講習機関を認定した件	
7		運転免許取得者等教育の認定に関する規則に基づく運転免許取得者等教育を行う指定講習機関を認定した件	

徳島県告示第二百九十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号口に規定する遠心分離機

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年五月十三日から

令和四年六月三日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第二百九十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について総合評価一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

1 業務名

県庁業務デジタル化コンサルティング業務委託

2 業務の内容等

県庁業務デジタル化コンサルティング業務委託に係る業務概要説明書（以下「業務概要説明書」という。）による。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和五年三月三十一日まで

4 業務の実施場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（三及び五において「入札参加資格」という。）は、1から5までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、受領期限まで

に申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

## 2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

### (一) 受領期限

令和四年六月六日（月曜日）午後五時

### (二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二〇六六）

## 四 契約条項を示す場所等

### 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課ネットワーク担当

電話〇八八 六二一 二二四五

電子メール smartkenchousui.shi.nka@pref.tokushi.na.jp

### 2 入札説明書の交付の期間、場所及び方法

#### (一) 期間

令和四年五月十三日（金曜日）午前八時三十分から同年七月五日（火曜日）午後

二時まで

#### (二) 場所及び方法

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

## 五 入札に参加する者に求められる事項等

### 1 入札に参加する者に求められる事項

入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書を提出するとともに、落札決定に係る技術評価点の採点を受けるため、技術評価依頼書（様式は問わない。）を提出しなければならない。

### 2 入札参加資格確認申請書及び技術評価依頼書の提出方法

いずれも書面により提出すること。提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

#### (一) 提出期限

令和四年六月二十八日（火曜日）午後五時必着

#### (二) 提出先

郵便番号七七 一八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課ネットワーク担当

## 六 入札手続等

### 1 入札書の提出方法並びに開札の日時及び場所

#### (一) 入札書の提出方法

持参又は郵送（書留郵便とし、（2）に掲げる受領期限までに必着のこと。）によるものとする。

#### (1) 持参により提出する場合

（二）に掲げる日時までに（三）に掲げる場所に入室しておくこと。

(2) 郵送により提出する場合

ア 受領期限

令和四年七月四日(月曜日)午後五時

イ 宛先

郵便番号七七 一八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課ネットワーク担当

(二) 開札の日時

令和四年七月五日(火曜日)午後二時

(三) 開札の場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁万代庁舎十一階 一〇五会議室

## 2 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札保証金及び契約保証金 免除

## 4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「県庁業務デジタル化コンサルティング業務委託入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、若しくは一定の金額をもって価格を表示しない入札又は次に掲げるところによりした入札

(1) 鉛筆その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

(2) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

(3) 「入札案件」の項目において、案件名の記載のないもの又は記載を誤つたもの

(4) 「住所及び氏名」の記載を誤つたもの

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

## 5 落札者の決定方法

有効な入札書及び技術評価依頼書を提出した者のうち、「県庁業務デジタル化コンサルティング業務委託落札者決定基準」(徳島県ホームページ(<https://www.pref.tokushima.gov.jp/procurement/procurement.html>)))

okushi.na.lg.jp/i-ppannokat/nyusat/su/itaku/7206237)に掲載する。)に基づき評価の結果、予定価格の制限の範囲内の価格を提示した者であって、その価格評価点及び技術評価点の合計が最も高いものを落札者とする。

落札となるべき同点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

#### 6 契約書作成の要否

要

#### 7 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課  
徳島市万代町一丁目一番地

#### 8 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 七 その他

詳細は、入札説明書及び業務概要説明書による。

#### 八 Summary

##### 1 Nature and Quantity

Prefectural office business digitalization consulting business consignment

##### 2 Time Limit of Tender

2:00 p.m on July 5, 2022

##### 3 Section in charge of contract

E-government Division, Management Strategies Department, Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2145

徳島県告示第二百九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、令和四年四月一日次の事務を一般財団法人徳島県観光協会に委託した。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立男女共同参画総合支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）第十条第一項の規定による使用料の徴収の事務

徳島県告示第二百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、令和四年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県文化振興財団に委託した。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例（平成十四年徳島県条例第十四号）第十條第一項に規定する観覧料及び同条第二項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県告示第二百九十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量  
徳島県文化の森総合公園で使用する電気  
調達期間における予定使用電力量の合計 四、三五五、〇〇〇キロワットアワー  
契約電力 一、六〇〇キロワット
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県立二十一世紀館  
徳島市八万町向寺山
- 三 落札者を決定した日  
令和四年三月四日
- 四 落札者の氏名及び住所  
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社  
東京都中央区日本橋二丁目十一番二号
- 五 落札金額  
八千六百四十二万九百五十円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
令和四年一月二十一日

徳島県告示第二百九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。  
令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

介護医療院		開設者	サービスの種類	許可年月日
名称	所在地			
協立病院介護医療院	徳島市八万町寺山二三番地一	医療法人清和会	介護医療院	令和四年五月一日

徳島県告示第二百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年五月十三日から同年九月十三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ドラッグストアモリ徳島鴨島店  
 所在地 吉野川市鴨島町上下島三八一番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 竜馬
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 竜馬

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和四年十二月十四日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 一、三〇八平方メートル

- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要									
	施設の配置に関する事項		駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保管施設	
施設の運営方法に関する事項	位置	収容台数	位置	収容台数	位置	収容台数	位置	面積	位置	容量
	施設の運営方法に関する事項	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五三台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一四台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	四〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	六・九六立方メートル	小売業を行う者の開店時刻
施設の運営方法に関する事項	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五三台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一四台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	四〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	六・九六立方メートル	小売業を行う者の閉店時刻	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
施設の運営方法に関する事項	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五三台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一四台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	四〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	六・九六立方メートル	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
施設の運営方法に関する事項	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五三台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一四台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	四〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	六・九六立方メートル	駐車場の自動	二箇所
施設の運営方法に関する事項	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五三台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一四台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	四〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	六・九六立方メートル	出入口の数	二箇所

	車の出入口	位置
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和四年四月十三日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課
- 2 縦覧の期間 令和四年五月十三日から同年九月十三日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
  - 郵便番号七七 八五七
  - 徳島市万代町一丁目一番地
  - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
  - 電話番号 八八 六二一 二三六七
- 2 意見書に記載すべき事項
  - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (二) 意見の内容
  - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他
 

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

三好南岸土地改良区

二 就任役員

役員名	氏名	住 所
理事	松浦正幸	三好郡東みよし町中庄一六一

徳島県告示第二百九十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

三好郡東みよし町西庄字桑内三三三の一、三三五、三四四の一、三四四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桑内三三三の一・三三五・三四四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三百号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	海部郡牟岐町地内	令和四年二月三日から 令和四年九月三十日まで

徳島県告示第三百一号

美馬市長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（航空写真撮影）	美馬市全域	令和四年五月九日から 令和四年十月三十一日まで

徳島県告示第三百二号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	三好市東祖谷久保	令和四年四月二十日から 令和四年八月三十一日まで

徳島県告示第三百三三号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、令和三年徳島県告示第六百二十二号（公共測量を変更する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和三年七月三十日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第三百四号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、令和三年徳島県告示第六百二十三号（公共測量を変更する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和三年八月三十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第三百五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和四年四月一日次の事務をニッテレ債権回収株式会社に委託した。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）に規定する家賃及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納された家賃及び駐車場の使用料の収納の事務

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年五月十三日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則一（三）の一部を次のように改正する。

別表第一那賀町の支所の項中「副支所長（上那賀支所の副支所長に限る。）」を削り、同表美波町の病院の項中「総看護師長 看護師長」を「総看護師長 看護師長 事務長補佐」に改め、同表板野町の老人ホームの項の次に次のように加える。

子ども家庭総合支援センター	所長
---------------	----

別表第一上板町の給食センターの項を削り、同表東みよし町の母子生活支援施設の項の次に次のように加える。

幼稚園	副園長
-----	-----

別表第二中央広域環境施設組合の項中「課長」を「課長 主幹」に改め、同表板野西部青少年補導センター組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県公安委員会告示第五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の四第一項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年五月十三日

徳島県公安委員会委員長 齋 藤 恒 範

指定講習機関の名称及び住所	株式会社徳島第一自動車教習所 徳島市論田町本浦下七十二番地	株式会社阿波自動車学校 阿波市阿波町東条百八十番地
代表者氏名	生原寛	酒井一誠
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	徳島第一自動車教習所 徳島市論田町本浦下七十二番地	阿波自動車学校 阿波市阿波町東条百八十番地
特定講習の種類	若年運転者講習	若年運転者講習
指定年月日	令和四年五月十三日	令和四年五月十三日

徳島県公安委員会告示第六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の三第一項の規定により次の者を認定したので、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第七条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年五月十三日

徳島県公安委員会委員長 齋藤恒範

株式会社北島自動車学校 板野郡北島町鯛浜字中須八番地	株式会社阿北自動車教習所 阿波市吉野町柿原字植松二百三番地三	株式会社阿波自動車学校 阿波市阿波町東条百八十番地	代表者氏名  佐藤将春	運転免許取得者等検査を行う者の名称及び住所	認定年月日  令和四年五月十三日
北島自動車学校 板野郡北島町鯛浜字中須八番地	阿北自動車教習所 阿波市吉野町柿原字植松二百三番地三	阿波自動車学校 阿波市阿波町東条百八十番地	方法の区分  運転免許取得者等検査の認定に関する規則第一条に掲げる方法	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地	方法の名称  認定認知機能検査 認定運転技能検査
認定認知機能検査 認定運転技能検査	認定認知機能検査 認定運転技能検査	認定認知機能検査 認定運転技能検査	運転免許取得者等検査の認定に関する規則第一条に掲げる方法	運転免許取得者等検査の認定に関する規則第一条に掲げる方法	令和四年五月十三日

徳島県公安委員会告示第七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定により次の者を認定したので、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年五月十三日

徳島県公安委員会委員長 齋藤恒範

株式会社北島自動車学校 板野郡北島町鯛浜字中須八番地	株式会社阿北自動車教習所 阿波市吉野町柿原字植松二百三番地三	株式会社阿波自動車学校 阿波市阿波町東条百八十番地	代表者氏名  佐藤将春	酒井一誠	運転免許取得者等教育を行う者の名称及び住所
北島自動車学校 板野郡北島町鯛浜字中須八番地	阿北自動車教習所 阿波市吉野町柿原字植松二百三番地三	阿波自動車学校 阿波市阿波町東条百八十番地	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地	課程の区分	認定年月日
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条 第三号に掲げる課程	課程の名称	令和四年五月十三日	令和四年五月十三日
高齡者講習同等課程	高齡者講習同等課程	高齡者講習同等課程	認定年月日	令和四年五月十三日	令和四年五月十三日